

府 共 第 106 号
令和 6 年 2 月 28 日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

保護命令の申立てに係る支援の適切な実施について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されます。

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）においては、従前から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 3 項第 5 号の規定に基づき、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うものとされているところですが、改正法の内容（接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大等の保護命令制度の拡充等）及び改正法に係る国会での決議^{*1}等も踏まえ、支援センターにおける保護命令の申立てに係る支援について、その充実に取り組むことが重要となります。そのため、今般、改正法による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条の 2 に基づく基本方針に記載した事項に加え、支援センターにおける保護命令の申立ての支援に係る実施事例^{*2}等を踏まえ、今後の支援の実施に関し留意すべき事項等について、下記のとおり整理しました。

貴職におかれては、貴都道府県の設置する支援センターにおいて保護命令の申立ての支援が適切に実施されるよう、支援センターの職員等に対して、必要な指導・情報提供等を行うなど、格段の取組をお願いします。

また、本件については、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び配偶者からの暴力の被害者支援に取り組む関係機関に対しても周知をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

- ※ 1 改正法の国会審議に際して、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会のそれぞれにおいて、「被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること」との附帯決議がなされている。
- ※ 2 内閣府において、複数の支援センターから、保護命令の申立て支援を含め、支援センターにおける実務の状況等について聞き取りを行った。

記

1 被害者への支援

法第 3 条第 3 項第 5 号において、支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために行う業務の一つとして、「保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助」を行うこととされています。

(1) 情報提供

配偶者からの暴力は、加害者が自己への従属を強いるために用いられることが指摘されています。改正法においては、このような配偶者からの暴力の特殊性に鑑み、生命や身体に対するものにとどまらず、害悪を告知することにより畏怖させる行為について広く対象にする必要があるため、生命又は身体に加え、自由、名誉又は財産に対する脅迫を受けた被害者についても接近禁止命令等の申立ての対象とすることとされたものです。

支援センターにおいては、この改正法の趣旨も踏まえ、被害者に対し、保護命令制度の内容、対象とされる被害者の範囲及び発令の要件等について、的確に情報提供を行うことが必要です。

その際、保護命令の申立てを行うかどうかの判断に資するよう、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和 5 年内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）別添「保護命令の手続」に示した内容等を参照するとともに、改正法による改正点、申立てに必要な事項等を説明するに当たっては、内閣府男女共同参画局ウェブサイトに掲載している以下の資料についても、併せて活用してください。

- ・ 配偶者暴力防止法に関する Q & A
- ・ 保護命令制度に関するパンフレット

また、基本方針では、支援センターにおける被害者への説明に関し、①緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ず発令するようにその事情を申し出ることができるこ

となどについても、被害者に対し説明することが必要となること、②保護命令の申立て後に申立てが却下された場合や、命令の発令後に被害者がその取消しを申し立てた場合等であっても、被害者の希望に応じ、引き続き相談、助言等の援助を行うことについて、あらかじめ説明することが必要であること等についても記載しています（第2の8（1）ア）。これらを踏まえ、個々の被害者の置かれた状況に応じて、必要な情報を提供する必要があります。

(2) 申立書作成に係る助言

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要です。

申立書等の記入に当たっては、被害者本人が配偶者からの暴力を受けた状況について整理する必要がありますが、配偶者からの暴力を受けた詳細な状況を思い出す過程は、被害者にとっては大きな精神的負担を伴う作業であることを念頭に、被害者の心情に配慮して対応することが重要となります。

また、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されることとなることにも注意が必要です。

申立書の様式は、各地方裁判所でウェブサイトに掲載等されており、全国統一のものはありません。申立先の裁判所が示す様式に沿って円滑に申立てを行うことができるよう、あらかじめ申立先となることが想定される地方裁判所に必要な確認等を行った上で、例えば、申立書作成に係る助言を行う際の業務の手順等の整理や関係職員への研修の実施等を通じて、支援の充実に取り組む必要があります。

(3) 同行支援及び関係機関への連絡

被害者の安全確保等の観点から、裁判所への申立て等のために被害者本人が裁判所へ出頭する際には、支援センターの関係者が被害者に付き添うことも考えられます。また、支援センター等の関係者による付き添いが難しい場合は、被害者の出頭の予定を申立先となる裁判所にあらかじめ連絡するなど、被害者の安全確保等に必要な裁判所への連絡を適切に行うといった支援も考えられます。

また、保護命令が発令された後の被害者の安全確保を速やかに行うため、支援センターに相談した被害者が保護命令の申立てを行う際には、事前に警察に情報提供を行うことが望ましいと考えられます。

これらの内容については、基本方針にも記載しています（第2の8（1）イ）。

(4) その他の援助（証明書の発行）

被害者が保護命令の申立てを行うに当って、証拠書類の収集の負担が申立ての支障になることを避ける必要があることが指摘されています※。支援センターに相談した被害者が保護命令の申立てを行う場合は、被害者からの求めに応じ、各センターが従前から用いている証明書様式等を活用し、法第12条第1項第5号又は同条第2項第3号に関し、相談又は援助若しくは保護の求めがあったことを証することが有効な場合があると考えられます（この証明に当たっては、各センターが定める既存の様式等を用いるほか、別紙1の例によることも考えられます。）。

※「配偶者暴力防止法見直しワーキング・グループ報告書『DV対策の抜本的強化に向けて』（令和4年10月女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ）

なお、支援センターから被害者に対して書面を提供する場合には、当該書面の提供により被害者の安全確保に支障が生じることのないよう、十分に留意する必要があります。

また、各センターは、法第14条第2項に基づく裁判所からの書面提出要求に応じ、保護命令の申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況、これに対して支援センターが執った措置の内容を記載した書面を提出することとされています。同項では、支援センターは、これに速やかに応ずるものとされているところ、上記(2)の申立書作成に係る助言と併せて、あらかじめ記載事項を準備し、裁判所からの求めに応じて直ちに提出できるようにしておくことも、被害者支援に資するものと考えられます（書面様式等は次項を参照ください。）。

2 迅速な裁判所への書面提出

法第14条第2項に基づく裁判所からの書面提出要求に関し、改正法の施行にあわせ、支援センターが裁判所に提出する書面の様式を別紙2のとおり、また、その記載要領を別紙3のとおり更新しました。改正法の施行後の申立てにおいて、これらの様式が適切に活用されるよう、支援センターの関係職員等への周知をお願いします。

別紙2の「相談内容等」欄において記載する被害の状況については、改正法の施行に伴い、従前の「身体に対する暴力」及び「生命又は身体等に対する脅迫」に加え、「自由、名誉又は財産に対する脅迫」について、該当する内容を記載することとなります。また、改正法の施行前に受け付けた相談であっても、改正法施行後に申立てがなされる場合には、本様式を活用いただく必要があることに留意してください。

なお、別紙 2 及び別紙 3 については、最高裁判所の下承を得ていることを申し添えます。

3 関係機関との連携

(1) 医療機関

被害者支援に当たっては、支援センターは、保護命令の申立ての有無にかかわらず、専門医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関への紹介又はあっせんを行うことが必要です。基本方針では、その円滑な実施のため、支援センターは、地域の医師会や医療機関との十分な連携を図るとともに、日頃から、配偶者からの暴力の問題に関する情報の提供や医療機関の状況の把握を行うことが望ましいとしています（第 2 の 5（3））。

また、改正法による接近禁止命令等の要件の拡大に関し、基本方針では、「心身に重大な危害を受けるおそれ大きい」のうち、精神への重大な危害を受けるおそれの立証のため、申立てに際し、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害、不安障害又は身体化障害（以下「うつ病等」という。）についての医師の診断書を添付することが必要であるとしています（詳細は、基本方針の「別添」第 3 の 3（1）を参照してください）。

このため、支援センターにおいては、保護命令の申立てに係る被害者の精神科医等の受診及びうつ病等の診断書の取得等を念頭に、被害者を必要な医療につなげられるようにしておくことが必要です。この点については、基本方針において、こころの相談の窓口、全国医療機関検索等を活用することや、夜間休日精神科救急医療機関案内窓口・精神科救急情報センター等との連携等を行うことが必要であるとしています（第 2 の 5（3））。

なお、各地域における今後の医療機関との連携のための検討や調整に当たっては、(3)に後述する協議会を活用することも考えられます。

(2) 日本司法支援センター及び弁護士会

配偶者からの暴力の被害者の支援においては、支援センターが自ら行う情報提供、助言等の充実を図るほか、被害者が弁護士による法律相談等のサービスを利用しやすくするなど、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）及び弁護士会との連携を図ることも重要です。法テラス及び弁護士会との連携については、令和 5 年 3 月 31 日付け府共第 229 号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知（別添）により通知していますので、内容を改めて確認の上、その一層の強化に取り組ん

でいただきますようお願いいたします。

(3) 法定協議会の活用

法第5条の2第1項において、都道府県は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、協議会を組織するよう努めなければならないこととされます。また、市町村についても、同条第2項により、協議会を組織することができるとされます。これらの規定に定める協議会（以下「法定協議会」という。）は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うこととされており、保護命令の制度の運用において調整を要する事項に関しても、この協議の対象に含まれます。保護命令の申立ての支援を充実させる観点からも、法定協議会の積極的な活用が期待されます。

基本方針においては、その構成や参加機関等について考え方が示されており（第3の2（2））、参加機関としては、上記(1)及び(2)に関連し、医師会、法テラスの地方事務所、弁護士会についても記載しています。また、裁判所についても、オブザーバー等の形で参加を求めることを検討することが望ましいとしています。さらに、上記(1)に記載のとおり、接近禁止命令等の申立てにおいてはうつ病等の医師の診断書の添付が必要であることを念頭に、精神医療関係者（各地域の精神科医会・精神科病院協会、精神保健福祉センター等）の参加を求めることにより、各地域の実情に応じた連携の在り方の検討や調整に当たることも考えられます。

証 明 願

年 月 日

〇〇〇配偶者暴力相談支援センター所長 様

申請者： 氏 名 ⑩ (自署の場合押印は不要です。)

生年月日 年 月 日

連絡先 (電話番号)

申請目的：
保護命令の申立てに係る添付資料とすること。

提出先：
〇〇地方裁判所

配偶者からの暴力を主訴として、貴職に相談し、又は援助若しくは保護を求めたことを証明願います。

相談等の日時 年 月 日

このことについて、相違が無いことを証明します。

年 月 日

〇〇〇配偶者暴力相談支援センター所長

裁判所提出用書面

作成年月日 年 月 日

取扱施設名			
相談等日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
被害者	氏名		性別 男 女 生年月日 年 月 日
	住所等 ★		
代理人	氏名		被害者と の関係
	連絡先		
配偶者等	氏名		性別 男 女 生年月日 年 月 日
	住所等		
	被害者 との関係	☐ 婚姻の届出をしている者 ☐ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ☐ 離婚をした者又は婚姻が取り消された者（ 年 月 日） ☐ 事実上婚姻関係と同様の事情にあったが、事実上離婚したと同様の事情に入った者（ 年 月 日） ☐ 生活の本拠を共にする交際をする関係にある者 ☐ 生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した者（ 年 月 日）	

★ 閲覧されることにより不都合を生じる住所（避難先等）は記載しないこと。その場合は、生活の本拠としている地（住民票の地等）を記載し、（避難中）と付記すること。

裁判所提出用書面

相 談 内 容 等		
相 談 等 の 場 所	☐ 来所 ☐ 電話 ☐ その他（ ）	
種 別	☐ 相談 ☐ 一時保護要求 ☐ 情報提供その他の援助要求	
直 近 の 被 害		
（日時）		
（場所）		
（内容）	☐ 身体に対する暴力 ☐ 生命又は身体に対する脅迫 ☐ 自由、名誉又は財産に対する脅迫 （複数選択可） ※ ①身体に対する暴力の態様（殴られたのか、蹴られたのかなどといった暴力の内容）、けがの部位・程度、入通院の有無、又は②脅迫の態様（何と言われたのか、どのように告知されたのかなどといった脅迫の内容）、病気・症状の概要（傷病名等）、入通院の有無・期間など被害の状況等を詳細に記載する。	
過 去 の 被 害		
	過去における身体に対する暴力被害	過去における脅迫被害
（日時）	※いつ頃から始まったか、頻度なども記載する。	※いつ頃から始まったか、頻度なども記載する。
（場所）		
（これまで に最もひど かったと思 われる内容）	※ 身体に対する暴力の態様、けがの部位・程度、入通院の有無など被害の状況等を記載する。	※ 脅迫の内容、病気・症状の概要（傷病名等）、入通院の有無・期間など被害の状況等を記載する。

裁 判 所 提 出 用 書 面

保護命令が必要と思われる被害者と同居しているその成年に達しない子の状況				
子	氏 名		性 別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
子	氏 名		性 別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
子	氏 名		性 別	男 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
上記の子に関する加害者の言動等 ※ 加害者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っているときは、その状況を記載すること。 なお、上記以外に、同居している子に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合には、その概要を記載すること。				

※ 同居しているその成年に達しない子が4人以上いる場合は、別紙としてこの様式を使用すること。

裁 判 所 提 出 用 書 面

保護命令が必要と思われる被害者の親族等の状況			
親族等	氏名		性別 男 女
	被害者との関係	☐ 親族（続柄： ）	
		☐ 親族以外 被害者との関係：	
親族等	氏名		性別 男 女
	被害者との関係	☐ 親族（続柄： ）	
		☐ 親族以外 被害者との関係：	
上記の被害者の親族等に関する加害者の言動等			
※ 加害者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているときは、その状況を記載すること。 なお、上記以外に、親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合には、その概要を記載すること。			

裁 判 所 提 出 用 書 面

※ 親族等が3人以上いる場合は、別紙としてこの様式を使用すること。

そ の 他
※ この欄には、様式1から4までに記載していない事項で、特に参考となると思われる被害者の相談等の状況、相談等の内容をできるだけ詳細に記載する。 なお、再度の退去等命令の申立てをしようとする被害者から、退去等命令の期間内に転居を完了することができない等の相談を受けた場合は、当該の内容を簡潔に記載すること。
相談等に対して執った措置
※ 被害者からの相談等に対して執った措置（相談、援助、一時保護、他機関への紹介等）について、具体的内容を詳細に記載する。

裁判所提出用書面記載要領

第1 書面作成に当たっての留意事項

- 1 裁判所提出用書面（以下「提出書面」という。）は、裁判記録の閲覧等により加害者の目に触れる可能性も考えられることから、作成に当たっては、被害者や被害者の親族等の安全を図る観点から、適切な表現に努めること。
- 2 提出書面には、通し番号でページ数を付記すること。
記載欄が不足する場合には、継続用紙を使用して差し支えない。その場合には、用紙を継続する旨を当該記載欄の末尾に明記すること。
- 3 提出書面はファックス送付による裁判所への提出が認められることから、書面の作成に際しては、ファックス送付をしても支障（文字がつぶれるなど）が生じないように留意すること。

第2 記載要領

＜様式1＞

1 「取扱施設名」欄について

被害者から相談等を受けた「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設」の名称を記載する。

2 「相談等日時」欄について

被害者から相談等を受けた日時を記載する。

（なお、「相談等」とは、相談又は援助若しくは保護の求めのことである。）

3 「被害者」欄について

被害者の人定事項を記載する。

なお、「住所等」欄については、下欄外の注意事項に留意して記載する。

4 「代理人」欄について

被害者から相談等について代理権を授与された者からの相談等があった場合に、その代理人について記載する。

5 「配偶者等」欄について

被害者の配偶者等について、氏名、性別、生年月日、住所等及び被害者との関係を記載する。

「被害者との関係」欄は、該当するものにチェックをする。

「離婚をした者又は婚姻が取り消された者」、「事実上婚姻関係と同様の事情にあったが、事実上離婚したと同様の事情に入った者」又は「生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した者」にチェックした場合は、そうした事由が発生した年月日を記載する。

＜様式 2＞

6 「相談内容等」欄について

(1) 「相談等の場所」欄について

被害者から相談等のあった場所、方法について記載する。

来所の上相談等があった場合には「来所」に、電話による相談等の場合は「電話」にチェックし、その他の場所、方法による相談等であった場合には「その他」にチェックの上、具体的な場所、方法等について記載する。

(2) 「種別」欄について

被害者から求めのあった支援の種別全てについて、チェックする。

(3) 「直近の被害」欄について

相談等時において被害者が申し立てた、被害者が受けた直近の被害について、被害の日時、場所、内容を詳細に記載する。

内容に関しては、「身体に対する暴力」、「生命又は身体に対する脅迫」、「自由、名誉又は財産に対する脅迫」の該当するもの（複数選択可）にチェックの上、①身体に対する暴力の態様（殴られたのか、蹴られたのかなどといった暴力の内容）、けがの部位・程度、入通院の有無、又は②脅迫の態様（何と言われたのか、どのように告知されたのかなどといった脅迫の内容）、うつ病等の病気・症状の概要（傷病名等）、入通院の有無・期間など被害の状況等を詳細に記載する。

(4) 「過去の被害」欄について

相談等時において被害者が申し立てた過去の被害につき、「身体に対する暴力」、「脅迫」（「生命又は身体に対する脅迫」又は「自由、名誉又は財産に対する脅迫」のこと）のそれぞれ該当するものについて、被害の日時、場所、これまでに最もひどかったと思われる内容を詳細に記載する。

（日時）は、継続した被害の場合は、いつ頃から始まったか、頻度なども記載する。

（これまでに最もひどかったと思われる内容）は、身体に対する暴力被害では、その態様、けがの部位・程度、入通院の有無など、脅迫ではその内容、うつ病等の病気・症状の概要（傷病名等）、入通院の有無・期間など、それぞれ被害の状況等を記載する。記載に当たっては、被害者がこれまで最もひどかった被害として認識している内容を把握することとし、事情によりそれが困難な場合は、被害者から把握した被害の内容の中で最もひどかったと支援センターが認識したものを記載する。

＜様式 3＞

(5) 「保護命令が必要と思われる被害者と同じ居しているその成年に達しない子の状況」欄について

被害者と同じ居しているその成年に達しない子がいる場合、その状況（氏名、性別、生年月日及び年齢）及びそれらの子に関する加害者の言動等について記載する。

「上記の子に関する加害者の言動等」については、加害者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っているときは、その状況を記載する。また、それ以外に、被

害者と同居している子に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合は、その概要を記載する。

＜様式 4＞

(6) 「保護命令が必要と思われる被害者の親族等の状況」欄について

保護命令が必要と思われる被害者の親族等について、氏名、性別、被害者との関係及びこれらの親族等に関する加害者の言動等を記載する。

「被害者との関係」欄では、「親族」「親族以外」のいずれかにチェックの上、親族の場合は被害者との続柄、親族以外の場合は被害者との関係を記載する。親族以外の場合においては、被害者の関係について、関係機関・団体が特定される具体的名称は記載せず、例えば「民間団体で被害者の支援を担当している者」というような記載とする。

「上記の被害者の親族等に関する加害者の言動等」については、加害者が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているときは、その状況を記載する。

また、それ以外に、親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされる事情を説明した場合は、その概要を記載する。

＜様式 5＞

(7) 「その他」欄について

被害者の相談等時の状況（「あざがある」、「おびえていた」、「憔悴しきった様子だった」など被害者に対応した職員が認識した相談等時における被害者の客観的状況）、相談時に被害者から聴取した加害者の直近の言動（「頻繁に電話をかけてくる」、「実家付近をはいかいしている」など）、被害についての相談等以外の相談等の内容、その他記録すべき事項があれば、それらを詳細に記載する。

なお、再度の退去等命令の申立てをしようとする被害者から、退去等命令の期間内に転居を完了することができない等の相談を受けた場合は、当該内容を簡潔に記載する。

電話による相談を受け、相談者に来所を促したなどの経緯がある場合は、相談者の説得の経緯等を記載する。

7 「相談等に対して執った措置」欄について

被害者からの相談等に対して執った措置について、その内容を詳細に記載する。

なお、提出書面が裁判記録の閲覧等により加害者の目に触れる可能性も考えられることから、具体的な内容を記載するに際しては、被害者及び支援者の安全確保に支障をきたすと思われる情報は記載しないよう配慮する。

府 共 第 229 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

日本司法支援センター及び弁護士会との連携の一層の強化について

配偶者からの暴力（以下「配偶者暴力」という。）による被害については、被害の救済・再被害の防止を図るため、弁護士による法律相談等のサービスを利用しやすいようにすることが重要です。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、「DV等被害者法律相談援助」として、配偶者暴力等の被害を受けている方（受けるおそれのある方を含む。）を対象に、必要な法律相談を実施しています（法律相談実施時に処分可能な現金・預貯金の合計額が 300 万円以下である場合、相談料の負担はありません。法テラスにおける「DV等被害者法律相談援助」の概要は別添参照。）。

この点、当課からは、「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する支援について（通知）」（府共第 51 号令和 3 年 2 月 2 日）において各都道府県男女共同参画主管課長宛てに、法テラス地方事務所と配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」という。）との連携・協力や協議等の御対応のお願いをしたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、配偶者暴力による被害の救済・再被害の防止を図るため、法務省・法テラス・日本弁護士連合会と協議を行い、以下のとおり、整理をいたしました。

- ・内閣府において、各地の配暴センターに対し、配暴センターと法テラス地方事務所・弁護士会との連携に関する取組事例や、法テラスの「DV等被害者法律相談援助」等の制度を周知すること。
- ・各地の配暴センターは、その実情等に応じ、相談希望者を弁護士に円滑かつ迅速につなぐための情報共有や連携の在り方について、法テラス地方事務所・弁護士会と協議を行い、三者間の連携強化を図ること。その際、協議による成案を申合せ等の形で確認することも考えられること。

- ・ 配暴センターが把握した被害者対応に関する問題事例等については、必要に応じ、改善策等について法テラス地方事務所・弁護士会と協議を行うとともに、その実情等に応じ、三者間で連携して定期的に前記問題事例等に関する研修を実施すること。
- ・ 被害者や地域の実情に応じ、配暴センター又は被害者から当該配暴センターの所在都道府県域以外の法テラス地方事務所に問い合わせることが可能であること。
- ・ 弁護士会ごとに被害者支援の取組の内容が異なるため、当該取組に関する情報を共有し、配暴センター、法テラス地方事務所及び弁護士会が相談支援や個別事案について連携して対応することが考えられること。

また、各地における連携の取組事例につきましては、別紙において整理をいたしましたので、併せて御連絡いたします。

本通知も活用し、法テラス地方事務所や弁護士会との連携を一層進め、配偶者暴力による被害者の支援に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

配暴センターと法テラス・弁護士会との連携に係る
各地域における取組事例

< 取組事例 1 >

- ・ 配暴センターが、弁護士会から配偶者暴力による被害に関する法律相談を担当できる弁護士のリストを共有してもらい、これを基に個々の弁護士に対応を依頼している。

< 取組事例 2 >

- ・ 配暴センターと法テラス地方事務所との間で「DV被害者支援における連携に係る申合せ書」を取り交わし、被害者のニーズに応じ、配暴センターから法テラス地方事務所、又は法テラス地方事務所から配暴センターに取り次ぎ、連携して対応している。また、意見交換会を開催し、連携する上での課題等について協議を行っている。

< 取組事例 3 >

- ・ 配暴センターが、弁護士会主催の協議会において、配偶者暴力に関する被害者支援に経験や理解のある弁護士や、法テラス地方事務所との情報交換・事例検討を行っている。配暴センターが弁護士によるサービスを必要とする被害者を認知した場合、当該協議会の参加弁護士に個別に連絡を行うか、弁護士会から紹介を受けた弁護士情報を被害者に提供している。

< 取組事例 4 >

- ・ 配暴センターが、弁護士会に法律アドバイザーの推薦を依頼している。法律アドバイザーの任期は2か月であり、被害者及び配暴センター職員との面接による相談や同センター職員からの電話相談、同センター職員との会議を行っている。弁護士によるサービスを必要とする被害者については、法律アドバイザーとの面接を実施し、希望により、被害者が当該弁護士に委任する。